

(別紙) 諮問番号：平成 28 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 28 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

処分庁系島市福祉事務所長が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨

不正に生活保護を受給した事実はないから、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

審査庁の主張の要旨

本件処分には違法又は不当な点は認められず、本件処分に係る審査請求には理由がないと判断するため棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

(1) 審査請求人の申告等が、法第 78 条第 1 項に規定する「不実の申請その他不正な手段」に該当するか否かについて

審査請求人の申告義務について

審査請求人は、その妻が加入した全国生活協同組合連合会の生命共済（以下「本件共済契約」という。）に基づき、平成 27 年 2 月 25 日及び同年 11 月 4 日に振り込まれた入院共済金（以下「本件入院共済金」という。）は、審査請求人の息子の妻の口座に振り込まれており、審査請求人の妻は、本件入院共済金を 1 円も受け取っておらず、何ら収入はなかったと主張している。

しかしながら、当該主張については、本件共済契約の契約者（加入者）は審査請求人の妻であること、本件共済契約の制度では、契約者（加入者）が共済金の受取人であること、本件入院共済金の請求を審査請求人の妻本人が行っていること、これら事実から、本件入院共済金は審査請求人の妻の収入と判断され、かつ、審査請求人の息子の妻の口座に振り込まれているが、振込先として同人名義の口座が指定されたにすぎず、同判断を左右するものではないことから認められず、法第 10 条の規定

により、本件入院共済金は、審査請求人世帯の収入となり、法第 61 条の規定により、審査請求人には申告義務が認められる。

「不実の申請その他不正な手段」の認定の適否について

審査請求人が、収入状況申告書や資産申告書に本件共済契約や本件入院共済金のことを記載しなかったのは、審査請求人の妻名義の共済契約はないものと誤信したことに基づくものであるとする審査請求人の主張については、本件入院共済金の支払請求は審査請求人の妻が行っていること、本件入院共済金が支払われたことを知らせる郵便物は、審査請求人の妻宛てに、審査請求人夫婦の住所地に送達されていること、福岡県民共済生活協同組合からのその他の郵便物は、審査請求人の妻宛てに、審査請求人の妻の就労先と思われる住所地に送達されていることから、認めることができない。

また、審査請求人は、審査請求人の妻を加入者（契約者）とする本件共済契約の存在を認識していたにもかかわらず、資産申告書の生命保険損害保険等の欄又は生命保険その他保険欄及び収入状況申告書の生命保険給付金、保険金等欄に「無」と記載したことは、届出義務があることを認識しながら、意図的に「無」と記載したものと云わざるを得ず、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」に該当し、「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえることができる。

(2) 予備的主張に対する判断

審査請求人は、本件入院共済金を返還しなければならないとしても、掛金相当額は控除されるべきであると主張する。

しかしながら、厚生事務次官通知（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号生活保護法による保護の実施要領について）においても、審査請求人が主張するような経費控除の運用は認められておらず、審査請求人の予備的主張は採用することができない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

平成 29 年 2 月 14 日付けで審査庁である糸島市長から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同月 21 日及び同年 3 月 16 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、当審査会に提出された本件処分の関係資料並びに当審査会の調査にかかる資料を精査したが、処分庁及び審理員の本件処分に関する事実認定及び判断が不合理であるとの疑いを生じさせる事情は見当たらなかった。

したがって、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は「第1 審査会の結論」に記載のとおり判断する。

糸島市行政不服審査会

会長 山下 義昭

委員 服部 博之

委員 伯川 史郎